

制定	平成 29 年 7 月 5 日	改正	2022 年 1 月 25 日
改正	平成 30 年 3 月 1 日	改正	2022 年 5 月 18 日
改正	2019 年 3 月 5 日	改正	2023 年 3 月 10 日
改正	2020 年 3 月 12 日	改正	2024 年 3 月 18 日
改正	2021 年 2 月 26 日	改正	2025 年 3 月 26 日

「自動車・モビリティフォトニクス研究会」内規

1. 研究会名

「自動車・モビリティフォトニクス研究会」

代表幹事 群馬大学 奥 寛雅

2. 対象とする技術分野および目的

本研究会は、自動車・モビリティフォトニクスに関わる光センシングおよびその処理技術、HMI (Human Machine Interface) 技術、通信技術、ヘッドライト・ブレーキライト等に関連する技術動向および産業動向に関する情報収集および意見交換を行うとともに、それらの将来展望について産業界の関係者を中心に学官を交えて討論することにより、自動車・モビリティフォトニクスに関わる今後の研究開発の方向付け、産業・社会への具体的な貢献への端緒を創出していくことを目的とする。

また、本研究会は、民主的運営および透明性の確保を心がけ、産学官の会員相互の情報交換の場を提供する。

3. 会員資格

- (1) 会員は本研究会の目的に賛同される企業、大学、研究機関等に所属する方々もしくは、幹事とその資格があると認める個人とする。
- (2) 会員は記名個人会員とし、入会申込後、下記 7 (1) で定める参加費 (年間) を納入することにより会員資格が発生する。
- (3) 会員は、一般財団法人光産業技術振興協会 (以下、光協会と略す) 専務理事および代表幹事連名にて募集され、先着順に登録する。

4. 幹事会

- (1) 会員の意見を尊重した研究会の活動計画の立案、実施および進行等の運営にかかわる意思決定を行うために代表幹事、会計幹事、幹事で構成される幹事会を設置する。幹事の選定および変更については代表幹事が行う。
- (2) 幹事は若干名 (内、代表幹事 1 名、会計幹事 1 名が必須) とする。代表幹事は幹事会の了承を得て幹事の増減を行なうことができる。幹事は当研究会の会員であるが会費は免除される。
- (3) 幹事会の互選により会計幹事を 1 名選任する。会計幹事は独立採算で執行する研究会運営に必要な予算を策定し、幹事会で承認を得て予算内での円滑な運営を行う。
- (4) 幹事は、下記 6 (2) の討論会を企画し、運営する義務を有する。
- (5) 幹事会の会合は、代表幹事の指示により事務局が召集する。

5. 特別会員

- (1) 幹事会の推薦により、特別会員をおくことができる。
- (2) 特別会員は会員と同等の権利を有するが、研究会の行う各種行事の場において指導的立場で討論に参加し、会員に対し有益な情報提供を行うものとする。
- (3) 特別会員の会費は免除する。
- (4) 特別会員の代理人出席は認めない。

6. 事業計画の概要

(1) 期間

2023年度から3年間とする。
会計年度は4月1日～翌年3月31日である。

(2) 各種情報の提供と交流の促進（討論会）

原則として会員を対象とする年5回程度の討論会を実施し、各種情報の提供と会員相互および関連機関との交流を図る。

討論会の開催については、4週間前頃に電子メールにて通知する。

(3) 討論会への参加資格

討論会への参加は原則として登録会員に限る。代理出席は認める。また、会員本人の紹介者に限り、別途定める特別聴講参加費を支払うことにより、討論会の公開・非公開を問わず、紹介者の聴講を認める。

なお、別途定める特別聴講参加費を支払うことにより、公開討論会に限り非会員の特別聴講を認める場合がある。講演者等は、幹事会の承認が得られれば若干名を無料招待できる。

(4) 討論会資料

討論会の資料を会員に配布する。

7. 会費および会計

(1) 参加費は1名当り年間¥50,000-（消費税を含む）とする（幹事および特別会員は無料）。

なお、年度途中からの入会者には参加費を減額することとし、金額については幹事会で決定する。

(2) 特別聴講参加費は幹事会にて定める。

(3) 年会費は光協会が指定する口座に振り込むものとする。

(4) 退会については自由であるが徴収が終わった会費は返却されないものとする。

(5) 研究会の会計および会費の徴収については、会計担当幹事の指示により事務局が行う。

8. 謝金および旅費

謝金：	講師（講演とパネル討論）	¥30,000-／回（税込み）
	講師（講演のみの場合）	¥20,000-／回（税込み）
	幹事（企画料として）	¥7,000-／回（税込み）
旅費：	講師	協会規定により支給
	幹事会または討論会出席幹事（企業の幹事は除く）	協会規定により支給
	会員	原則支給しない

謝金および旅費について、特別事情がある場合は幹事会で別途定めることができる。

9. 事業報告および収支決算

事業報告書および収支決算書は幹事会で作成し、事業年度終了後遅滞なく光協会の理事長に報告するとともに当研究会の会員にも報告する。

以上